

南知多町ごみ減量化計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月

南知多町

目 次

はじめに

(1) 計画策定の経緯	・・・・・・・・・・	1
(2) 計画の基本的な考え方	・・・・・・・・・・	1
(3) ごみの定義	・・・・・・・・・・	1
(4) 処理施設等	・・・・・・・・・・	2
1 ごみ量の推移		
(1) 家庭系ごみ量の推移	・・・・・・・・・・	3
(2) 事業系ごみ量の推移	・・・・・・・・・・	5
2 令和4年度までのごみの減量化施策の実施状況と評価及び課題		
(1) 資源の分別の推進	・・・・・・・・・・	6
(2) 分別した資源の受け入れ体制の拡充	・・・・・・・・・・	8
(3) 刈草・剪定枝の資源化・たい肥化の実施	・・・・・・・・・・	10
(4) 生ごみの水切りの促進	・・・・・・・・・・	10
(5) 生ごみ処理機等の普及促進	・・・・・・・・・・	11
(6) 食品リサイクルの推進	・・・・・・・・・・	12
(7) 家庭系ごみの有料化	・・・・・・・・・・	12
3 ごみ処理費用		
(1) ごみの収集運搬と処分	・・・・・・・・・・	14
(2) ごみ処理費用	・・・・・・・・・・	16
4 令和5年度以降のごみ減量化推進施策		
(ごみ減量化に向けた目標と推進施策)		
(1) ごみ減量の目標値	・・・・・・・・・・	18
(2) 今後のごみ減量化推進施策	・・・・・・・・・・	19
● 基本方針①、②	・・・・・・・・・・	20

● 取り組みの方向性	
◆ 1 環境学習・環境教育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 21
◆ 2 住民の自主的活動の促進	・ ・ ・ ・ ・ 22
◆ 3 住民への情報提供	・ ・ ・ ・ ・ 23
◆ 4 発生抑制（リデュース）の促進	・ ・ ・ ・ ・ 24
◆ 5 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進	・ ・ ・ ・ ・ 25
◆ 6 再使用（リユース）の促進	・ ・ ・ ・ ・ 26
◆ 7 再生利用（リサイクル）の促進	・ ・ ・ ・ ・ 27
◆ 8 集団回収・エコステーションの充実	・ ・ ・ ・ ・ 28
5 ごみ減量化に向けた事業者の役割	
（1）事業者の責務	・ ・ ・ ・ ・ 29
（2）事業系一般廃棄物の現状と課題	・ ・ ・ ・ ・ 29
（3）ごみ減量・リサイクルの推進	・ ・ ・ ・ ・ 29
6 計画の進行管理とその公表	・ ・ ・ ・ ・ 30

はじめに

(1) 計画策定の経緯

年 月	内 容
平成 27、28 年	南知多町ごみ減量化推進会議開催
平成 28 年 10 月	南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画策定 目標年度：令和 4 年度
平成 29 年 5 月	南知多町ごみ減量化実施計画策定 目標年度：令和 4 年度
令和 2 年 2 月	南知多町ごみ減量化（有料化）実施計画（上記実施計画を改訂）
令和 4 年 6 月～ 令和 5 年 3 月	南知多町ごみ減量化推進会議（計 6 回）開催
令和 5 年 3 月	南知多町ごみ減量化計画（令和 5 年度～令和 9 年度）策定

今回策定する「南知多町ごみ減量化計画」は、「南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画」と「南知多町ごみ減量化（有料化）実施計画」の計画期間が満了するため、新たに減量化目標と推進施策を定めたものです。

計画の策定にあたり、「南知多町ごみ減量化推進会議」を開催し、区長・まちづくり協議会の推薦・公募の委員により協議を重ねてきました。会議では、ごみ減量目標の達成状況、施策の実施状況、課題を確認し、新たに令和 5 年度から 9 年度の 5 か年の計画を検討しました。

(2) 計画の基本的な考え方

ごみの減量は、「一人一人の意識を高める」ことが最も重要であり、意識の高まりを、広報や活動を通じて地道に広げていきます。また、Reduce（リデュース）：発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再生利用の 3R を推進します。

どの施策を進めるにしても、主役はごみを排出する住民のみなさんです。ひとりひとりの意識が高まらなければ、ごみの減量は進みません。南知多町総合計画における基本理念「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」のとおり、あなた（住民のみなさん）と町が一緒になってごみの減量を進めることも重要で有効です。

ごみの減量は、地球温暖化防止という大きな課題もありますが、身近なところでは、処理費用の削減に直結するわかりやすいものでもあります。町の実施するごみ処理方法の工夫だけでは効果が十分ではありません。3R とごみ分別を徹底し、一人一人の小さな努力の積み重ねにより、ごみの減量を達成していきます。

(3) ごみの定義

ごみ（廃棄物）は、産業廃棄物とそれ以外（一般廃棄物）に分けることができます。一般廃棄物は、さらに家庭系と事業系に分けることができます。本計画では、家庭系

ごみと事業系ごみを取り扱います。



※法律上では、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物に分けられますが、簡単に表記しています。

家庭系ごみ	家庭生活に伴って生じたごみ（可燃ごみ、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、資源、粗大ごみなど）
事業系ごみ	事業活動に伴って生じたごみ （個人であっても商売で出るごみは事業系ごみ）
産業廃棄物	20品目（燃え殻、汚泥、廃プラ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずなど）

（４）処理施設等

知多南部広域環境センター 愛称：ゆめくりん （武豊町）	令和４年４月１日から本格稼働 知多南部広域環境組合が設置した処理施設 （可燃ごみ、一部の不燃ごみを処理）
知多南部広域環境センター 中継施設 （内海）	令和４年４月１日から受入開始 知多南部広域環境組合が知多南部クリーンセンター内に設置した受入施設 （受け入れたごみは、広域環境センターへ運搬）
知多南部クリーンセンター （内海）	知多南部衛生組合が設置した処理施設 （資源、一部の不燃ごみ）

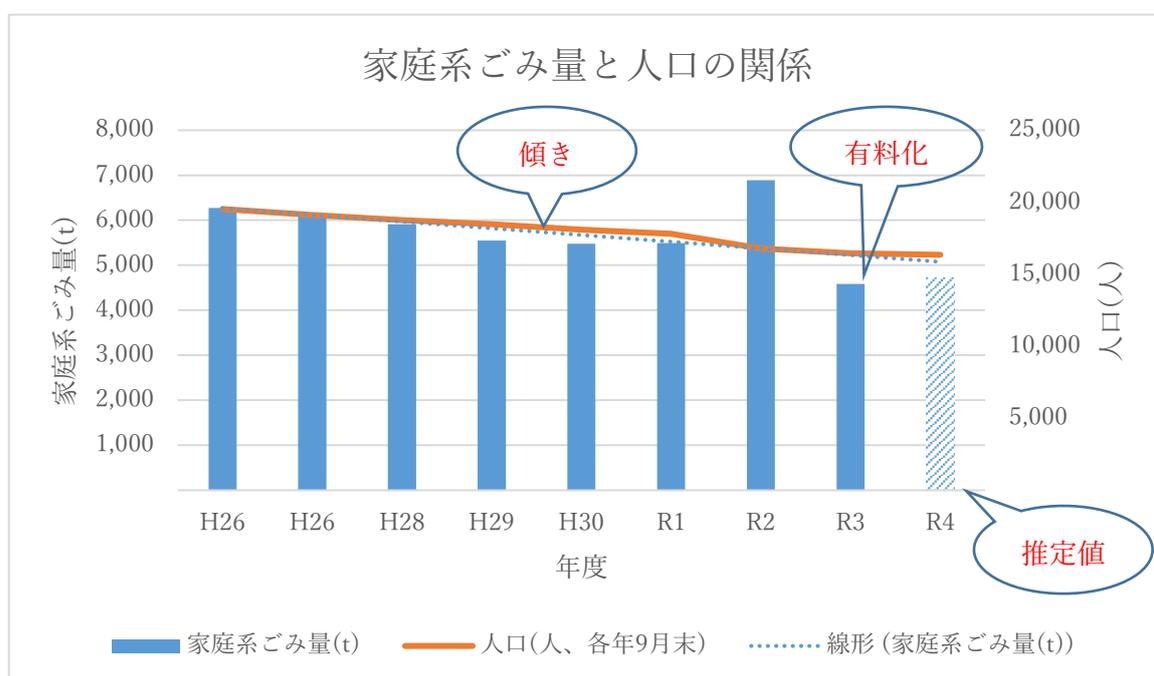
1 ごみ量の推移

(1) 家庭系ごみ量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ量(t)	6,270	6,135	5,913	5,550	5,482	5,490	6,893	4,587
人口(人)	19,529	19,116	18,762	18,468	18,098	17,802	16,791	16,459

H26～R2:「愛知県一般廃棄物実態調査」、R3「:町環境課調べ(速報値)」

※家庭系ごみ量は、統計処理の都合により平成29年及び令和2年改訂のごみ減量化実施計画の数値と若干異なりますが、実態調査の数値を掲載します。



南知多町の家庭系ごみ量は、減少傾向です。

令和2年度は、可燃ごみ用指定ごみ袋有料化とクリーンセンターへ直接搬入する家庭系ごみ有料化導入前年の駆け込み排出のため増加しました。また、令和3年度は、有料化及びプラスチック製容器包装の分別収集等の施策の効果により大幅に減少しました。

人口減少に比べ、家庭系ごみの減少が若干進んでいる傾向です。

【令和4年度のごみの量を推定】

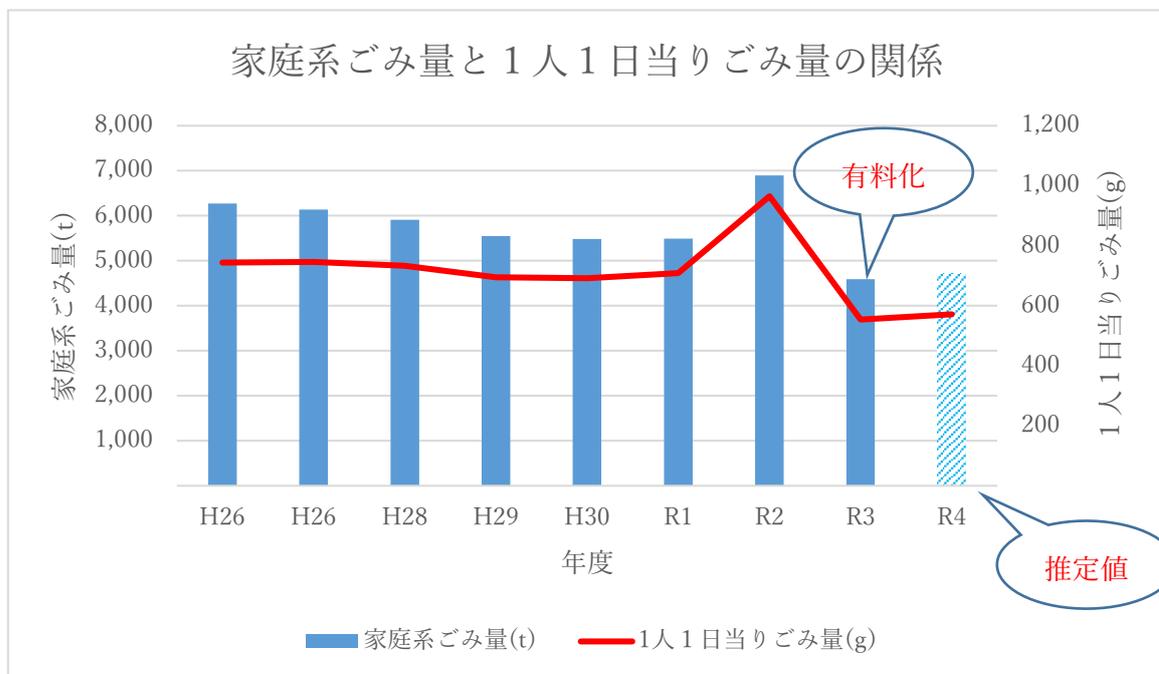
令和4年度のごみの量は、未確定です。このため、集積所に出された家庭系ごみの量と知多南部クリーンセンター(中継施設含む)に直接搬入された家庭系ごみの量を参考に推定します。

令和3年度と有料化導入2年目の令和4年度を比較すると、令和4年度は3%程度増加の見込みです。令和3年度 $4,587 \text{ t} \times 1.03 = 4,725 \text{ t}$ となり、平成28年

に策定した「南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画」で定めた平成34年度（令和4年度）の目標値4,766tを達成できる見込みです。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ量(t)	6,270	6,135	5,913	5,550	5,482	5,490	6,893	4,587
1人1日当りごみ量(g)	744	746	733	695	692	709	965	554

H26～R2:「愛知県一般廃棄物実態調査」、R3「:町環境課調べ（速報値）」
 ※上記の家庭系ごみ量は、可燃ごみや不燃ごみの他、分別収集や集団回収の資源も集計されています。1人1日当り家庭系ごみ量は、資源を除いて計算するので、単純に人口でごみ量を割り返すだけでは算出できません。



家庭系ごみ量と1人1日当りごみ量は、同じように変動しています。ごみの減量を考えるためには、1人1日当りのごみ量が指標に適しています。

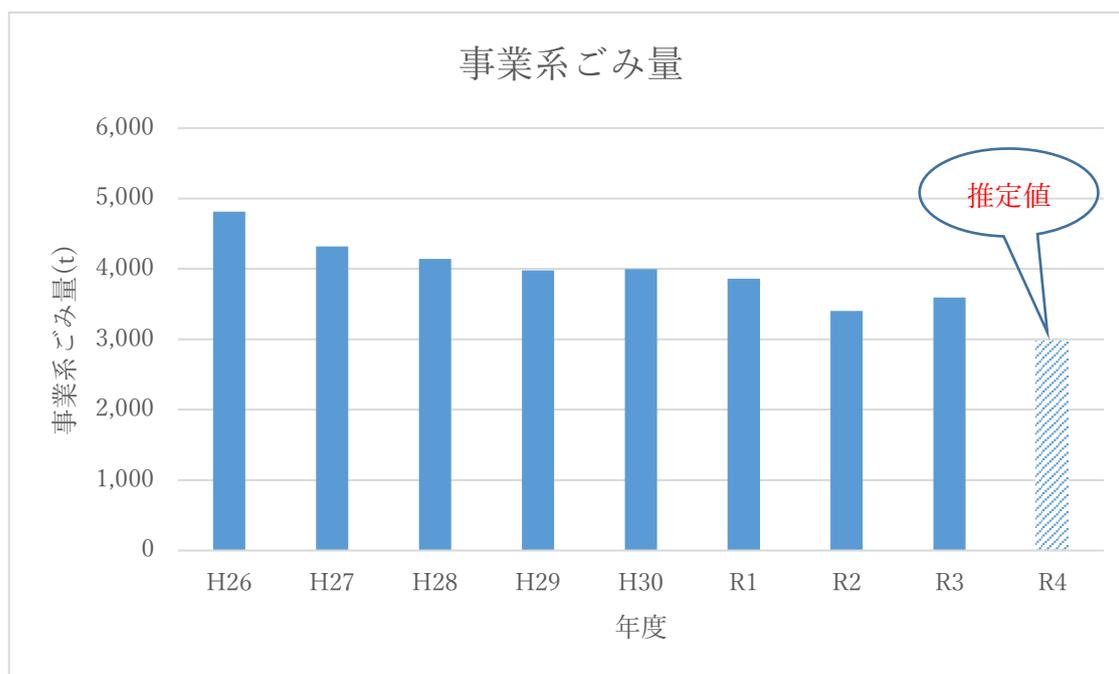
1人1日当りごみ量は、令和元年度までは744gから709gに少しずつ減少していましたが、令和3年度の減量施策の実施により、554gと大幅に減少しました。

令和4年度の1人1日当りごみ量を家庭系ごみの量の推定と同じ3%増とすると、 $554g \times 1.03 = 571g$ となり、平成28年に策定した「南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画」で定めた平成34年度（令和4年度）の目標値573gを達成できる見込みです。

(2) 事業系ごみ量の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業系ごみ量(t)	4,811	4,320	4,141	3,980	3,996	3,862	3,403	3,592

H26～R2:「愛知県一般廃棄物実態調査」、R3「:町環境課調べ(速報値)」



事業系ごみは、景気の動向も影響し減少傾向です。また、令和4年度は、令和4年4月から、知多南部広域環境センターと知多南部クリーンセンターで産業廃棄物を受け入れしなくなったこともあり、事業系ごみは減少する見込みです。

令和4年4月から11月までの事業系ごみの量は、前年に比べると、1,571tから1,299tと17%減少しています。これにより令和4年度の事業系ごみの量を推定すると、3,592t(令和3年度)×83%=2,981t(令和4年度推計)となり、平成28年に策定した「南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画」で定めた平成34年度(令和4年度)の目標値3,431tを達成できる見込みです。

2 令和4年度までのごみの減量化施策の実施状況と評価及び課題

平成29年5月策定（令和2年2月改訂）の南知多町ごみ減量化（有料化）実施計画で掲げられた「ごみの減量と資源化の推進施策」及び「家庭系ごみ有料化」について、ごみ減量化施策の実施状況と評価及び課題は次のとおりです。

(1) 資源の分別の推進

① ミックスペーパーとプラスチック製容器包装の収集

可燃ごみとして処理していた紙類（新聞、雑誌を除く）やプラスチック製容器包装の収集を始めました。

- ・ミックスペーパー 平成29年10月から収集開始
- ・プラスチック製容器包装 令和3年4月から収集開始

【回収実績】

品目・年度	H29 10月～	H30	R1	R2	R3	R4 見込み
ミックスペーパー(t)	58	111	105	116	146	132
プラスチック製容器包装(t)	—	—	—	—	108	108

「町実績報告書」※搬入実績は収集分と直接搬入分の合計

【家庭系可燃ごみの組成調査結果（令和3年3月実施）】

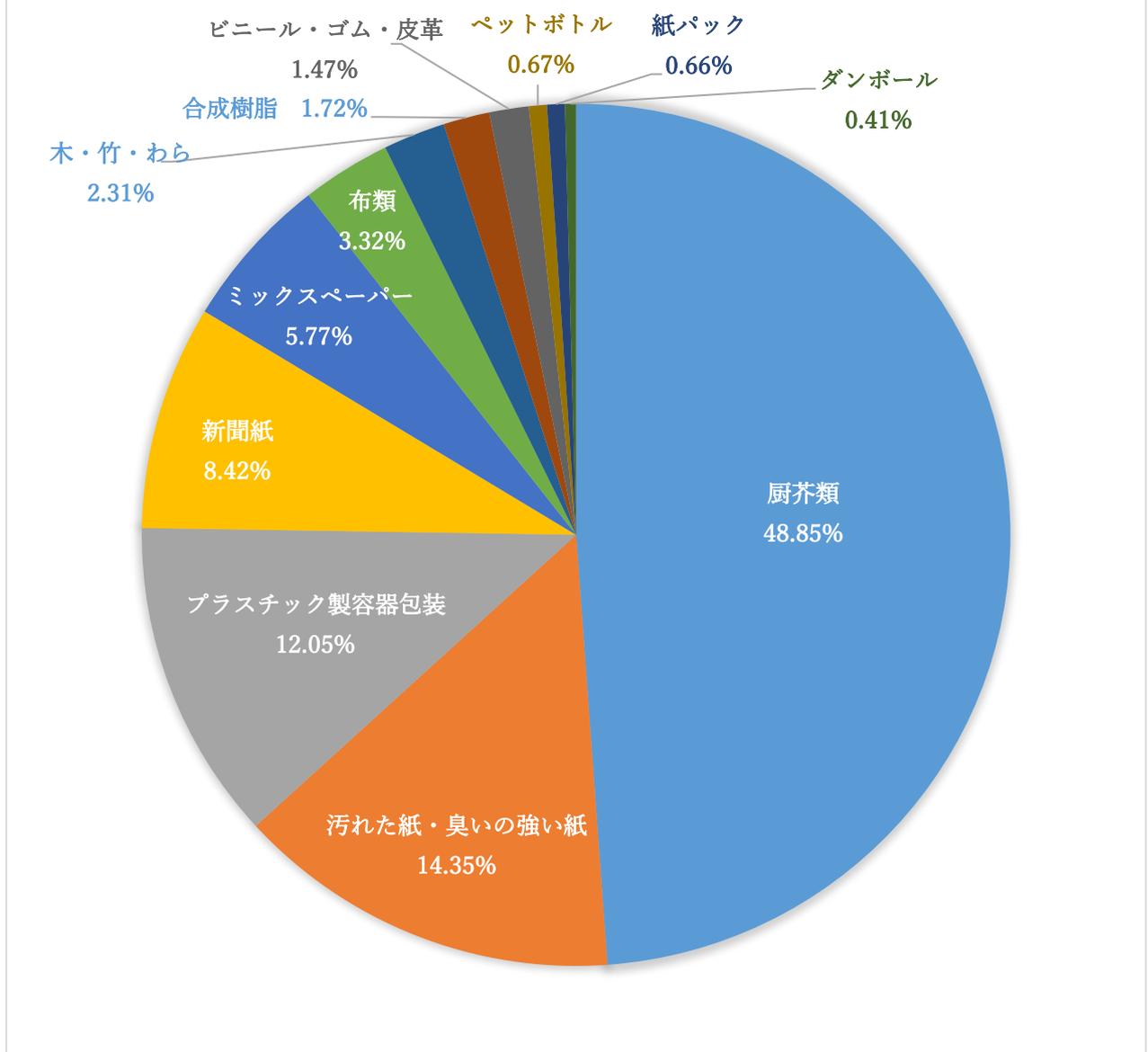
分類	新聞紙	紙パック	ダンボール	布類	汚れた紙・臭いの強い紙	ミックスペーパー	合成樹脂
湿り	重量(g)	377.6	29.4	18.4	148.8	643.4	77.2
	比率(%)	8.42	0.66	0.41	3.32	14.35	1.72
渴き	重量(g)	303.0	23.2	15.2	131.6	393.6	71.6
	比率(%)	12.84	0.98	0.64	5.58	16.68	3.04

分類	ビニール・ゴム・皮革	木・竹・わら	プラスチック製容器包装	ペットボトル	厨芥類	合計	
湿り	重量(g)	66.0	103.6	540.0	30.0	2,189.4	4,482.2
	比率(%)	1.47	2.31	12.05	0.67	48.85	100.00
渴き	重量(g)	64.2	54.6	458.6	21.8	610.8	2,359.6g
	比率(%)	2.72	2.31	19.44	0.92	25.89	100.00

※湿り：収集時の状態

※渴き：水分を除去し乾燥させた状態

可燃ごみの重量比率（湿り：回収時）



【評価】

資源（ミックスペーパーとプラスチック製容器包装）のリサイクルが進みました。

【課題】

組成調査では、平均して可燃ごみ袋（45ℓ）1袋のうち5.77%、258.4gのミックスペーパーが混ざっていました。

また、プラスチック製容器包装は、12.05%、540g混ざっていました。

このことから、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別を徹底し、可燃ごみとして出さないことが必要です。

② 分別収集の種別の細分化

分別収集の回収種別において、令和3年度から「不燃ごみ」を細分化し、「金属類、小型家電、不燃ごみ」とし、2種類を増やしました。

【評価】

回収後に再度種別を分けずに済むため、引受先が増え、処分費用を払わず、販売できる量が増えました。また資源化が進みました。

【課題】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック法）が令和4年4月1日に施行され、市町村において、プラスチックの再商品化を促進することが求められています。すでにプラスチック製容器包装の収集と再商品化は実施していますが、プラスチック製容器包装ではないプラスチック製品の対応が必要です。

（2）分別した資源の受け入れ体制の拡充

住民の利便性を高め、資源回収量の増加を図るため、常設の資源回収拠点として「エコステーション」を2カ所設置しました。



師崎地区エコステーション（大井） 令和2年2月設置



豊浜地区エコステーション（豊浜） 令和3年4月設置

【エコステーション回収実績】

単位：kg

品目・年度	R1	R2	R3	R4（見込み）
スチール缶	110	1,170	1,660	1,813
アルミ缶	240	2,610	5,960	7,467
ペットボトル	430	5,810	15,400	22,663
新聞	2,050	12,120	32,330	33,581
雑誌	1,630	11,420	23,885	27,048
ダンボール	1,100	16,750	38,620	54,063
計	5,560	49,880	117,855	146,635

※R1, R2 は師崎地区のみ

「町環境課調べ」

【分別収集実績（月2回）】

単位：t

品目・年度	R1	R2	R3
スチール缶	35	34	12
アルミ缶			21
ペットボトル	36	36	32
新聞	44	41	41
雑誌	25	32	26
ダンボール	21	24	21
計	161	167	153

「知多南部衛生組合実績資料」

【評価】

エコステーションの設置により資源を出しやすくなり、回収量が増えました。また、可燃ごみの減少に効果があったと考えられます。

エコステーションの資源は、直接再生ルートに乗せることができたため、分別収集のように知多南部クリーンセンターで一時保管しないで済みます。

エコステーションへの資源の出し方については、ルールを守ってきれいに使う方が多いので、常時管理人を配置しなくても運営できています。

資源の出し方が良いこと（高品質）と資源価格の高騰もあり、回収資源を有利に販売できています。

【課題】

エコステーションの増設、回収品目の拡大については、資源価格の下落時に費用を支払って処分しなければならないため、費用の増加につながらない工夫が必要です。エコステーションを増設する代わりに月2回の分別収集を月1回にすることなど、資源の出しやすさとエコステーションに係る費用をしっかりと検

討しなければなりません。

(3) 刈草・剪定枝の資源化・たい肥化の実施

知多南部クリーンセンターに持ち込まれた刈草などを焼却せず、たい肥化を始めました（令和3年4月から知多南部リサイクルステーションで受入れ開始）。

【草・剪定枝・竹搬入量実績】 単位：kg

年度	R3	R4 見込み
家庭系	152,280	141,000
事業系	201,520	243,000
計	353,800	384,000

「知多南部衛生組合実績資料」

【評価】

持ち込まれた草・剪定枝・竹がたい肥化されたため、可燃ごみが減りました。

【課題】

草・剪定枝の搬入場所が大字内海地内にあるため、車での持ち込みが必要となり、少量の場合、可燃ごみとして集積所に排出されています。このため、集積所に可燃ごみとして排出される刈草・剪定枝等を資源化する方法の検討が必要となります。

また、資源化費用（草・剪定枝 23,100 円/t、竹 33,000 円/t）が焼却処分（10,000 円/t）よりも高額なため、重量の軽減が必要です。資源化費用は草・剪定枝の重量で決まるため、あらかじめ乾燥させてから持ち込むよう周知が必要です。

(4) 生ごみの水切りの促進

水切りバケツや水切りネットを配布しました。また、町公式ホームページや町広報誌で生ごみの水切り啓発を繰り返し行いました。

【水切りバケツ】 平成27年度 1,125 個 両島
平成30年度 1,300 個 半島側

【水切りネット】 単位：袋（5枚入り）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
袋数	13,960	11,740	14,000	7,000	3,000	3,000

【評価】

水切りバケツが、生ごみの水切りに活用されている実態が少ないようです。水切りネットは生ごみの減量に有効で、製品も啓発に適しています。令和3年度か

らは、窓口での配布をやめ、3年に1回程度各家庭へ配布し、実物を利用できる機会を作っています。

令和3年度に実施した組成調査（6ページ参照）では、可燃ごみ1袋（45ℓ）のうち約50%、2,189gが厨芥類（生ごみ）でした。また、生ごみの約70%が水分でした。生ごみの水を切ることにより、約10%のごみの減量効果があると言われていたので、ごみ減量施策の重点項目です。

【課題】

水切りネットは生ごみの減量に有効ですが、配布効果が把握できていません。

水切りネットの配布に重点を置くのではなく、各家庭で「もうひとしぼり」してもらえような啓発や情報提供を推進する必要があります。

（5）生ごみ処理機等の普及促進

家庭での生ごみの自家処理の普及促進のため、コンポストと電動生ごみ処理機の購入に補助していますが、さらに利用を増やすため、令和4年度にコンポスト購入補助金の補助率と限度額を引き上げました。

※コンポスト、電動生ごみ処理機は、生ごみをたい肥化するための容器です。

補助金	令和4年度	令和3年度以前
コンポスト	購入金額の2/3以内 上限 5,000円	購入金額の1/2以内 上限 2,100円
電動生ごみ処理機	購入金額の1/2以内 上限 16,000円	同左

【補助金実績】

単位：件数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
コンポスト	6	4	5	8	9	15
電動生ごみ処理機	0	3	0	2	3	2

※令和5年2月28日現在

【評価】

畑や家庭菜園をお持ちの方は、できた堆肥を定期的に変更できるメリットもあり、補助金利用件数は増加傾向にあります。町全体の世帯数からすると利用者は限られています。また、畑等をお持ちでない方の利用は進んでいません。

【課題】

コンポストや生ごみ電動処理機以外に、生ごみ削減のための効果的な方法を、先進地を参考に検討する必要があります。

(6) 食品リサイクルの推進

学校給食センターでは、新学校給食センター（令和3年9月稼働）の建設に伴い、食品廃棄物の減量化を図るため、生ごみ処理機を導入しました。調理くずと米を除く残菜は、新学校給食センター内にある2か所の粉碎機内蔵シンクで細かくされた後、配管を通過して生ごみ処理機に送られ、微生物により分解、消滅しています。調理くずと米は、知多南部広域環境センターで焼却処理しています。

保育所においては、調理くず、食べ残し等は知多南部広域環境センターで焼却処理しています。（日間賀島保育所では、家庭用生ごみ処理機で生ごみを乾燥後、可燃ごみで排出しています。）

【評価】

学校給食センターや一部の保育所での生ごみの減量化は進んでいます。

【課題】

未実施施設について、生ごみのリサイクル・減量化の課題を把握する必要があります。

(7) 家庭系ごみの有料化

ごみ排出量抑制と資源化促進のため、令和3年4月より、可燃ごみ用指定ごみ袋を有料化し、ごみ処理手数料相当額を指定ごみ袋の販売価格としています。また、知多南部クリーンセンターや知多南部広域環境センター中継施設へ直接搬入する可燃ごみ、粗大ごみも有料化しました。

○可燃ごみ用指定ごみ袋

- ・ごみ処理手数料 1L 当たり 1.0～1.1 円
- 指定ごみ袋販売価格 45L 500 円/10 枚
- 30L 300 円/10 枚
- 15L 150 円/10 枚

○家庭系可燃ごみ・粗大ごみの直接搬入時のごみ処理手数料

- ・10Kg あたり 100 円

【可燃ごみ処理実績】

単位：t

年度	R1	R2	R3 (有料化導入)	R4 (見込み)
家庭系可燃ごみ量※	3,772	4,116	2,809	2,893

※直接搬入含む

「知多南部衛生組合実績資料」

【評価】

有料化等の施策の効果と住民のみなさんの施策への協力により可燃ごみが減少しました。令和2年度は、有料化導入前年の駆け込み排出があったので、令和元年度（導入の前々年度）と導入後の令和3年度を比較すると、家庭系ごみは、約25%減りました。また、家庭においては、有料化の影響を少なくするため、ミックスペーパーとプラスチック製容器包装が可燃ごみから資源に振り向けられ、可燃ごみは減少し、ミックスペーパーは増加しました。あわせてプラスチック製容器包装の導入がスムーズに進みました。しかし、制度導入2年目の令和4年度は、可燃ごみが若干増加する見込みです。

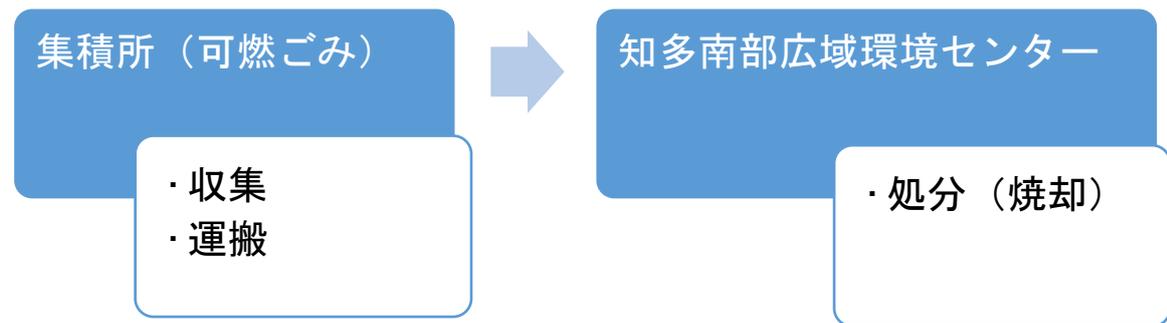
【課題】

ごみ減量効果を持続させるために、生ごみの水切りや分別の徹底などの施策の推進や新規の施策の検討が必要です。また、ごみ減量意識の希薄な方に対する動機付けだけでなく減量意識の高い方に対する施策も重要です。

3 ごみ処理費用

(1) ごみの収集運搬と処分

集積所に出された家庭系可燃ごみは知多南部広域環境センターに運搬され焼却処分されます。



知多南部広域環境センター（武豊町）：愛称「ゆめくりん」



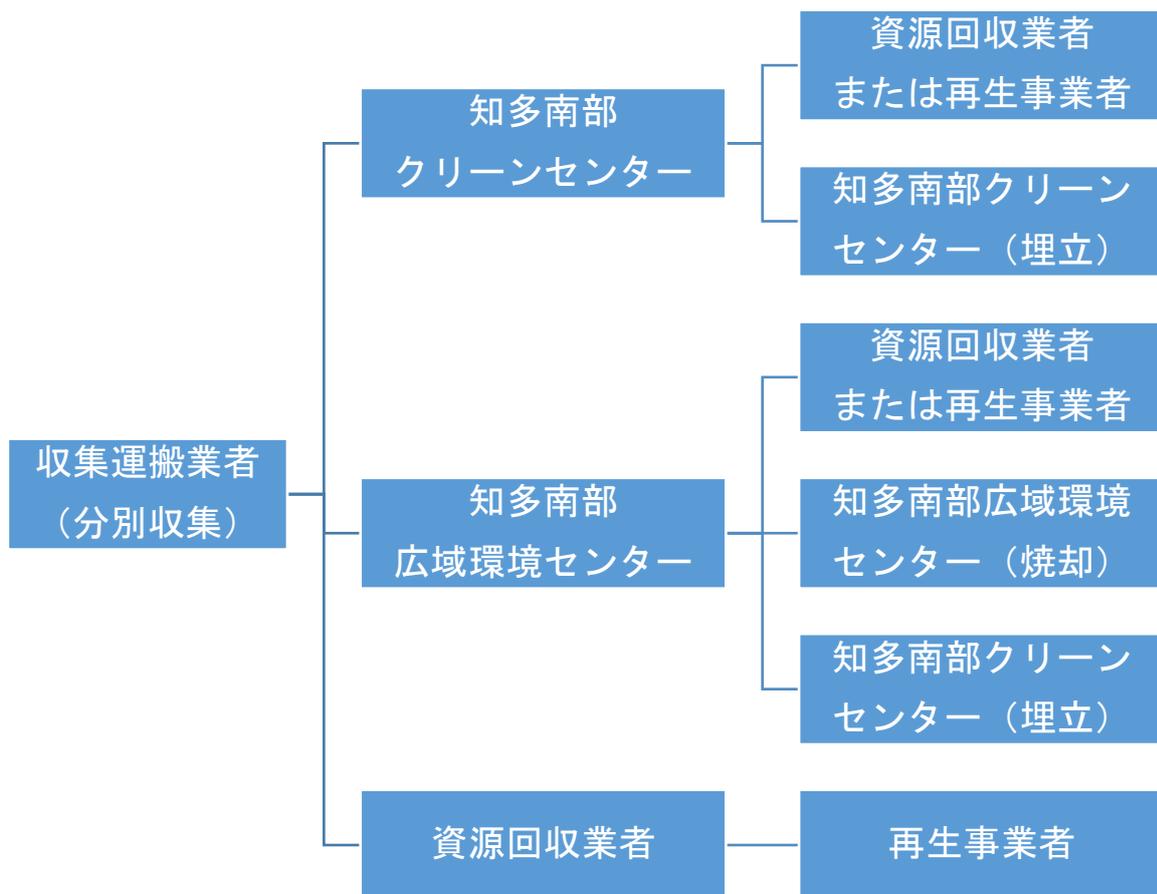
知多南部クリーンセンター（内海）：知多南部広域環境センター中継施設も併設されています。令和4年度から5年度にかけ焼却施設（写真中央建物と煙突）が解体されます。

また、集積所に出されたミックスペーパーやプラスチック製容器包装は、一時保管場所に運搬後、生ごみや缶などの異物が選別・除去され、再生工場へ運ばれます。



分別収集に出された資源は、種別により運搬先が分かれ、処分（再生、焼却、埋立）されます。また、必要に応じ、破碎・選別が行われ、資源が回収されます。

図に示すと次のとおりです。



(2) ごみ処理費用

令和3年度のごみ処理に係る費用は、家庭系ごみと事業系ごみの合計で約4億1,800万円です（うち家庭系ごみの収集運搬費は1億6,500万円。事業系ごみの収集運搬費は排出事業者が負担するので含みません。）。これは、令和3年度の南知多町一般会計決算の歳出総額89億4,297万円のうち、4.7%を占めます。

【ごみ処理費用】

単位：千円

年度	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ処理費 (処理、処分)	243,575	248,317	247,228	260,159	253,185
収集運搬費	157,830	154,546	155,977	167,758	165,506
計	401,405	402,863	403,205	427,917	418,691

「町環境課調べ」

※家庭系ごみと事業系ごみの合計

※収集運搬費は、家庭系ごみの収集運搬費

★ごみ処理費の課題

ごみを適正に処理するためには莫大な費用が必要です。ごみ処理（運搬、焼却、埋

立など)に係る費用は、住民のみなさんの貴重な税金により賄われており、ごみの減量が処理費用の削減につながります。そのため、ごみそのものの発生量を抑制することや資源分別を推進するための施策をさらに進めることが大切です。

令和4年度から供用開始された知多南部広域環境センターの施設管理と知多南部広域環境組合の運営に必要な費用は、組合を構成する2市3町それぞれの家庭系ごみの搬入量の比率で分担します(分担金)。このため、他市町(半田市、常滑市、美浜町、武豊町)並みにごみの減量化に努め、分担金の軽減を図る必要があります。

令和3年度の知多南部広域環境組合構成市町の状況

市町名	1人1日当り家庭系 ごみ量 (g/人・日)
半田市	468
常滑市	492
南知多町	554
美浜町	491
武豊町	463
愛知県平均	514

「愛知県一般廃棄物実態調査」

4 令和5年度以降のごみ減量化推進施策

(ごみ減量化に向けた目標と推進施策)

わが国でのごみ処理は最終的には焼却か埋立処分です。焼却すれば二酸化炭素が排出され、地球温暖化に影響を与えます。焼却できずに埋め立てられるものには、再生して原料にするなど利用できるものが多くあり、現在のリサイクル技術によれば、新しい原料で作るよりも再生原料を用いた方が環境負荷の少ないものも増えてきました。地球環境に与える影響を減らすためには、ごみの減量とリサイクルが必要です。

これまで南知多町では、「家庭系可燃ごみの有料化」、「ミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別収集」などさまざまなごみ減量化施策に取り組んできましたが、ごみ減量効果を持続させるために、併用して実施する施策の推進や新規の施策の検討が必要です。

今後は、3Rのごみの発生抑制、再使用、再生利用をさらに推進し「資源循環型社会」の構築に向けて住民のみなさんや事業者が自主的にごみの減量に取り組むことや、町がごみ減量施策の推進をすることが必要です。また、この取組を実効あるものとするために、住民と町が適切な役割分担と協働のもとにごみ減量を進めることが重要となってきます。

(1) ごみ減量の目標値

年度	R3 (基準)	R9 (目標)
1人1日当り家庭系ごみ量 (g)	554	510
リサイクル率 (%)	28.7	30.7
ミックスペーパー排出量 (t)	146	160
プラスチック製容器包装排出量 (t)	108	120

※リサイクル率とは、1年間の家庭系ごみの排出総量に対し、どれだけ資源化したかを示した数値です。

※身近なものの重さ (目安)

単位：g

生ごみの水切り 1回	10～30	バナナ 1本	120～200
ごはん 1膳	150～200	食パン 1斤	340
新聞紙 (見開き) 1枚	19	レジ袋 1枚	4～10
卵パック (10個入りプラ)	14	食品トレイ	5
ペットボトル 500ml	40	シャンプー容器	50～60

目標設定の考え方

- 1人1日当り家庭系ごみ量

愛知県廃棄物処理計画（2022～2026）では、1人1日当り家庭系ごみ量を、令和元年度 520g に対し、令和8年度目標 480g とおよそ 8%削減する目標を掲げています。今回策定する町の計画は、この 8%削減を目標としました。

- リサイクル率

県の目標を参考に 2%増を目標としました。

- ミックスペーパー、プラスチック製容器包装

可燃ごみに混入したミックスペーパーとプラスチック製容器包装の分別を進めるため、1人1日当り家庭系ごみ量を参考におよそ 8%増を目標としました。

（2） 今後のごみ減量化推進施策

二つの基本方針を掲げ、取組の方向性を以下の体系で示します。

ごみの減量化推進施策

基本方針①

ごみの減量とリサイクルへの積極的な参画と協働を推進します

【取組の方向性】

- ◆ 1 環境学習・環境教育の充実
- ◆ 2 住民の自主的活動の促進
- ◆ 3 住民への情報提供

基本方針②

発生抑制・再使用・再利用（3R）の取組を推進します

【取組の方向性】

- ◆ 4 発生抑制（リデュース）の促進
- ◆ 5 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進
- ◆ 6 再使用（リユース）の促進
- ◆ 7 再生利用（リサイクル）の促進
- ◆ 8 集団回収・エコステーションの充実

取組の方向性について、役割分担（住民、町、一緒に取り組むもの）と役割分担に基づき、町が行う具体的な施策（実施計画）は次のとおりとします。

基本方針①

ごみの減量とリサイクルへの積極的な参画と協働を推進します

ごみを減らし、リサイクルを進めていくためには、ごみの排出者である住民・事業者がごみ処理に積極的に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

特に家庭系ごみの排出は、生活に密着したものであることから、住民自らが主体的にごみの減量、分別収集に取り組むことが重要であり、町はごみ減量に向けた意識の啓発や、分別排出に関する知識向上を図っていく必要があります。

そのためには、町が主体となって一方向だけで行う取組だけでなく、住民のみなさんと協働した取り組みが不可欠です。

家庭系ごみの有料化などにより、ごみに対する意識は高まっていますが、今後は、具体的な行動に結び付けていくことが重要であり、住民・事業者が関わることのできる仕組みを整えるとともに、環境学習・環境教育の充実や積極的な情報提供などに取り組んでいきます。

基本方針②

発生抑制・再使用・再生利用(3R)の取組を推進します

「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」といった、環境に配慮した消費行動を多くの住民が取るように意識改革を図るとともに、家庭系ごみの分別や再生利用の在り方について、現状の検証・見直しと新たな分別収集・リサイクルの対象についての調査を進めていきます。

取組の方向性◆1 環境学習・環境教育の充実

【取組の方向性】

- ・教育機関との連携による環境教育の推進
- ・環境学習の機会の増加と内容の充実

【役割分担】

住民

環境学習機会に積極的に参加し、ごみ減量の理解を深める。

地域におけるサロンや会合などでごみ減量問題を話題にし、理解を地域に広める。

町

施設見学や出前講座など、環境学習の機会を増やし内容を充実する。

体験型の環境学習を提供する。

協働で行うこと

団体が集まる会で「ごみの減量」を議題にし、町職員などによる説明の機会を増やす。

小中学校と連携し、環境教育の機会を増やす。

団体の活動にごみ処理に関する施設見学を企画する。

【町が行う具体的な施策】

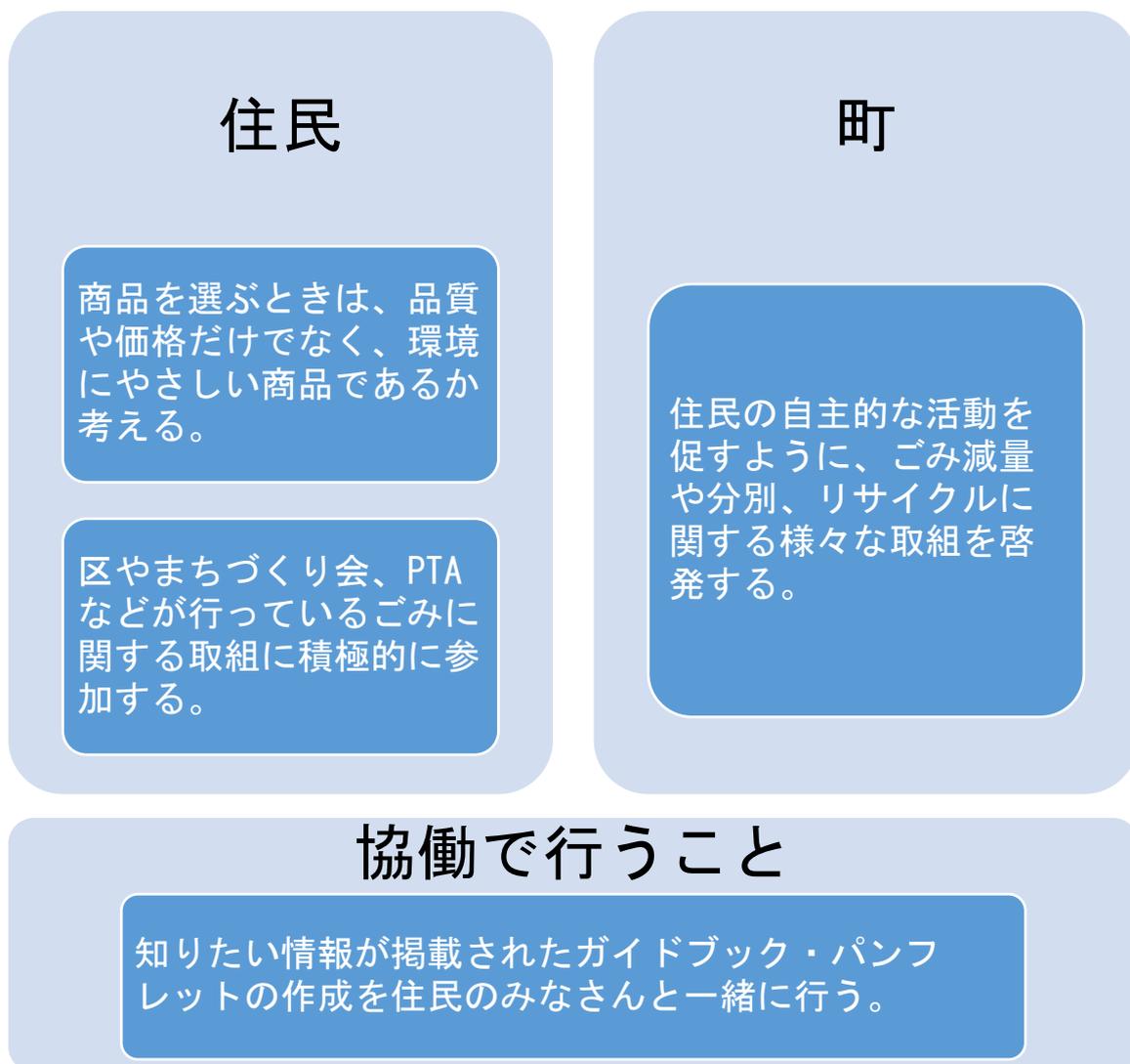
- ・知多南部広域環境センター（ゆめくりん）の見学会を実施する。
- ・高齢者が集まるイベントや、産業まつりなどで参加型・体験型勉強会を開催する。

取り組みの方向性◆2 住民の自主的活動の促進

【取組の方向性】

- ・ 3R につながる住民のみなさんの自主的活動を促す啓発の充実
- ・ 地域におけるごみ減量・リサイクル活動の推進

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

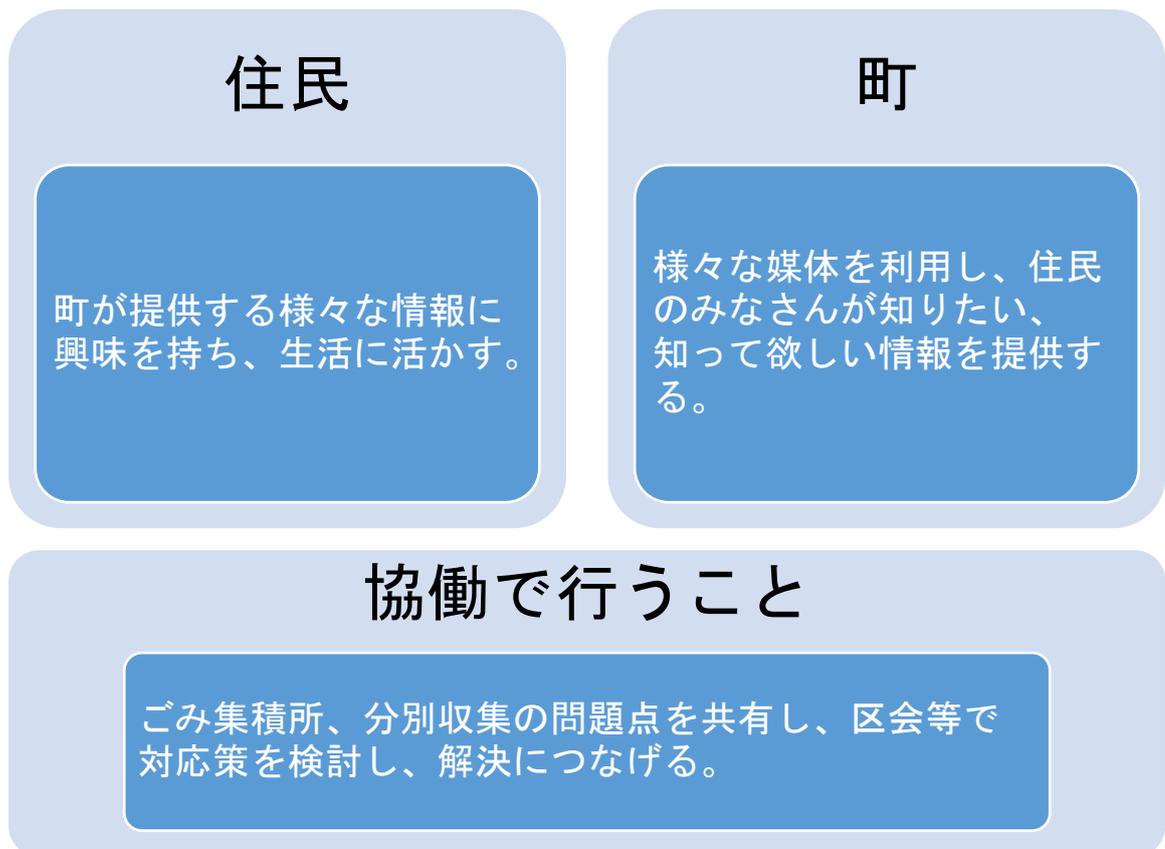
- ・ 地域が行っているごみ減量に係る自主的活動を広く紹介する。
- ・ 3R につながるガイドブック・パンフレット（紙または電子媒体）を作成する。
- ・ 子どもの 3R 活動をきっかけに、大人の自主的活動を活性化する。

取り組みの方向性◆3 住民への情報提供

【取組の方向性】

- ・ごみ減量に関する様々な情報提供の充実
- ・広報媒体の積極的活用

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

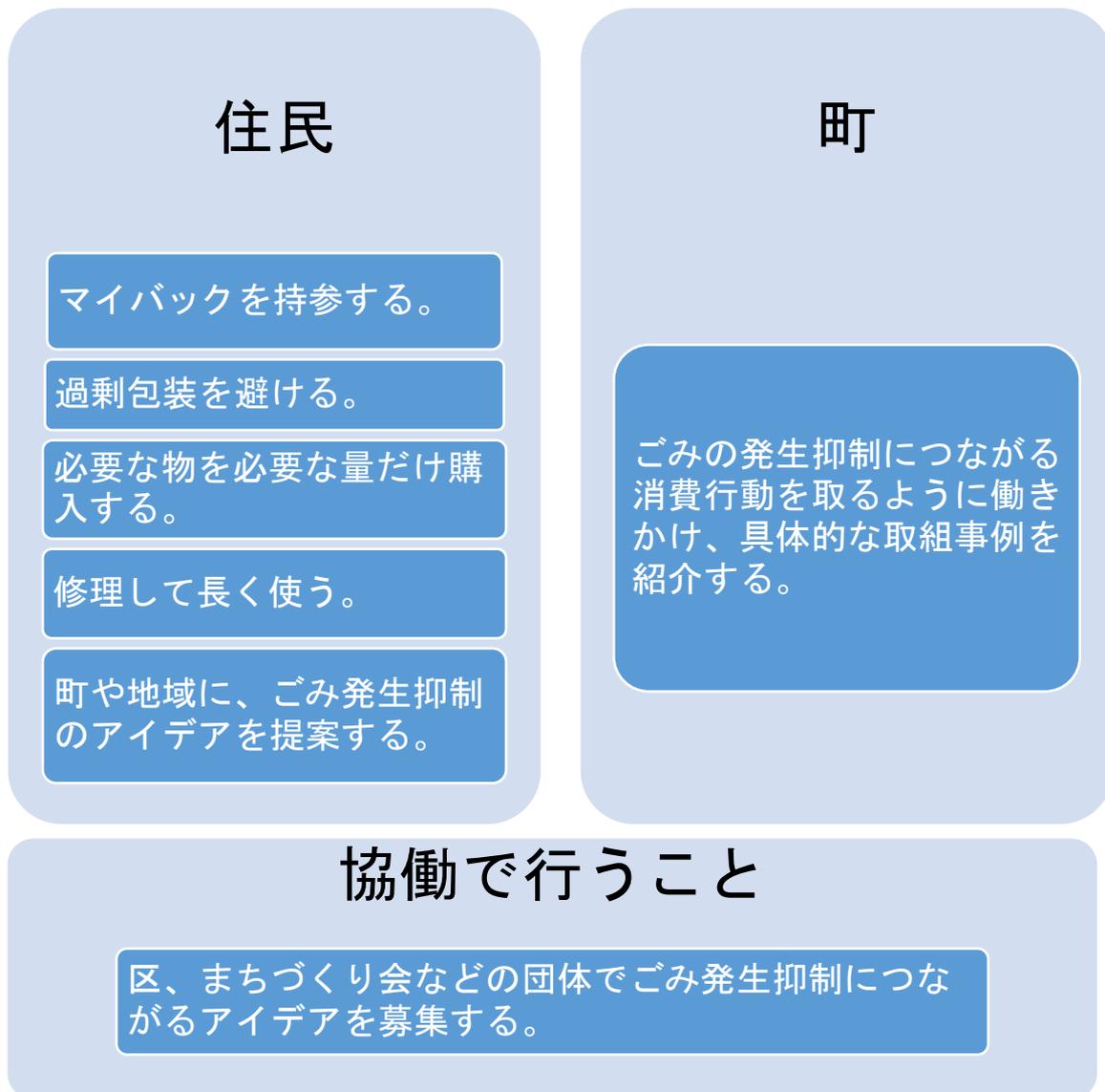
- ・ごみ減量化通信、広報みなみちた、回覧、住民情報メール、町公式ツイッター、CATV、ごみ減量化通信などを利用し、ごみに関する様々な情報を適時、提供する。

取り組みの方向性◆4 発生抑制（リデュース）の促進

【取組の方向性】

- ・発生抑制につながる消費行動の実践への啓発の強化

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

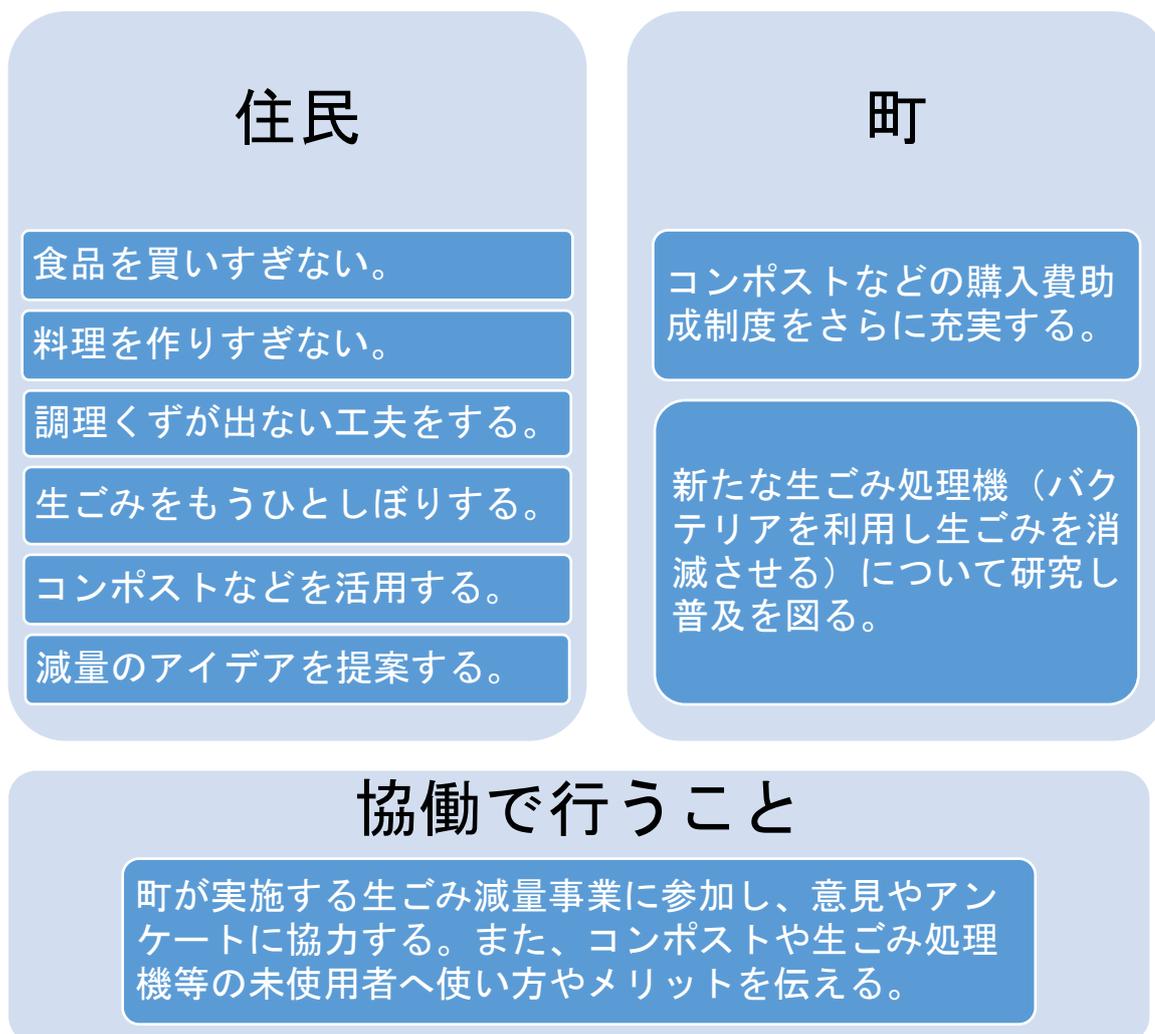
- ・ごみの発生抑制につながる消費行動のアイデアや取組事例を募集し、紹介する。
- ・可燃ごみ用指定ごみ袋の手数料の増額を検討する。
- ・不燃ごみ処理手数料の新設を検討する。
- ・資源物処理手数料の新設を検討する。

取り組みの方向性◆5 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進

【取組の方向性】

- ・家庭からの生ごみの発生抑制に関する啓発や助成の充実
- ・地域特性に応じた生ごみリサイクル事業の実施

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

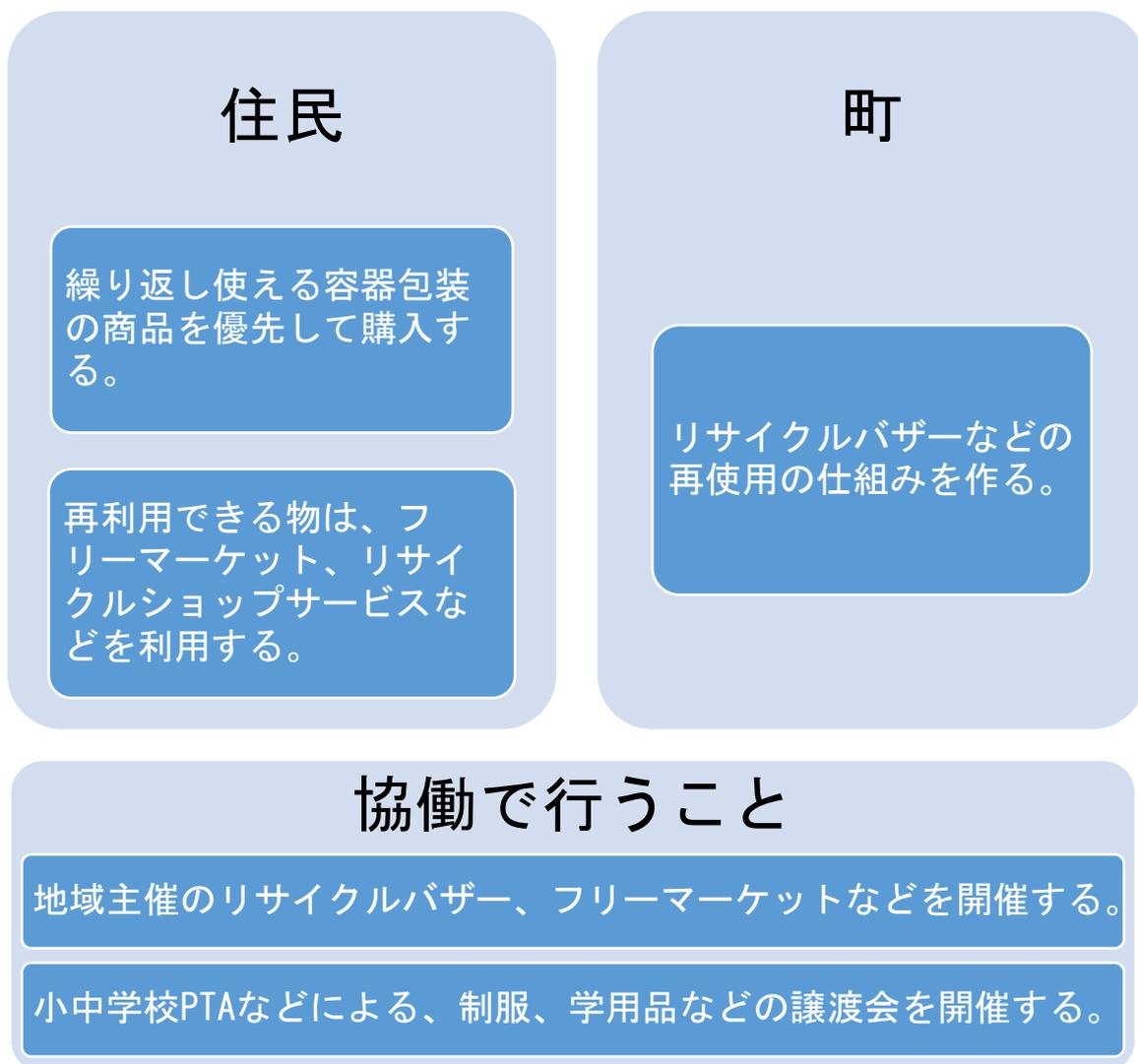
- ・消滅型生ごみ処理機を研究し、各世帯で実践できるような仕組みづくりに努める。
- ・生ごみ減量に取り組む住民を募集し、「生ごみ減量モニター」事業を実施する。
- ・生ごみ処理機の普及に努めるとともに、できた堆肥が有効利用できる仕組みを研究する。
- ・食品ロス（賞味期限切れ等による手つかずの食品廃棄）減少の啓発を行う。
- ・魚のあらや貝殻のリサイクル手法を研究する。

取り組みの方向性◆6 再使用（リユース）の促進

【取組の方向性】

- ・ 再利用可能な容器包装の利用促進
- ・ リサイクルバザーなどの再使用の仕組みづくり

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

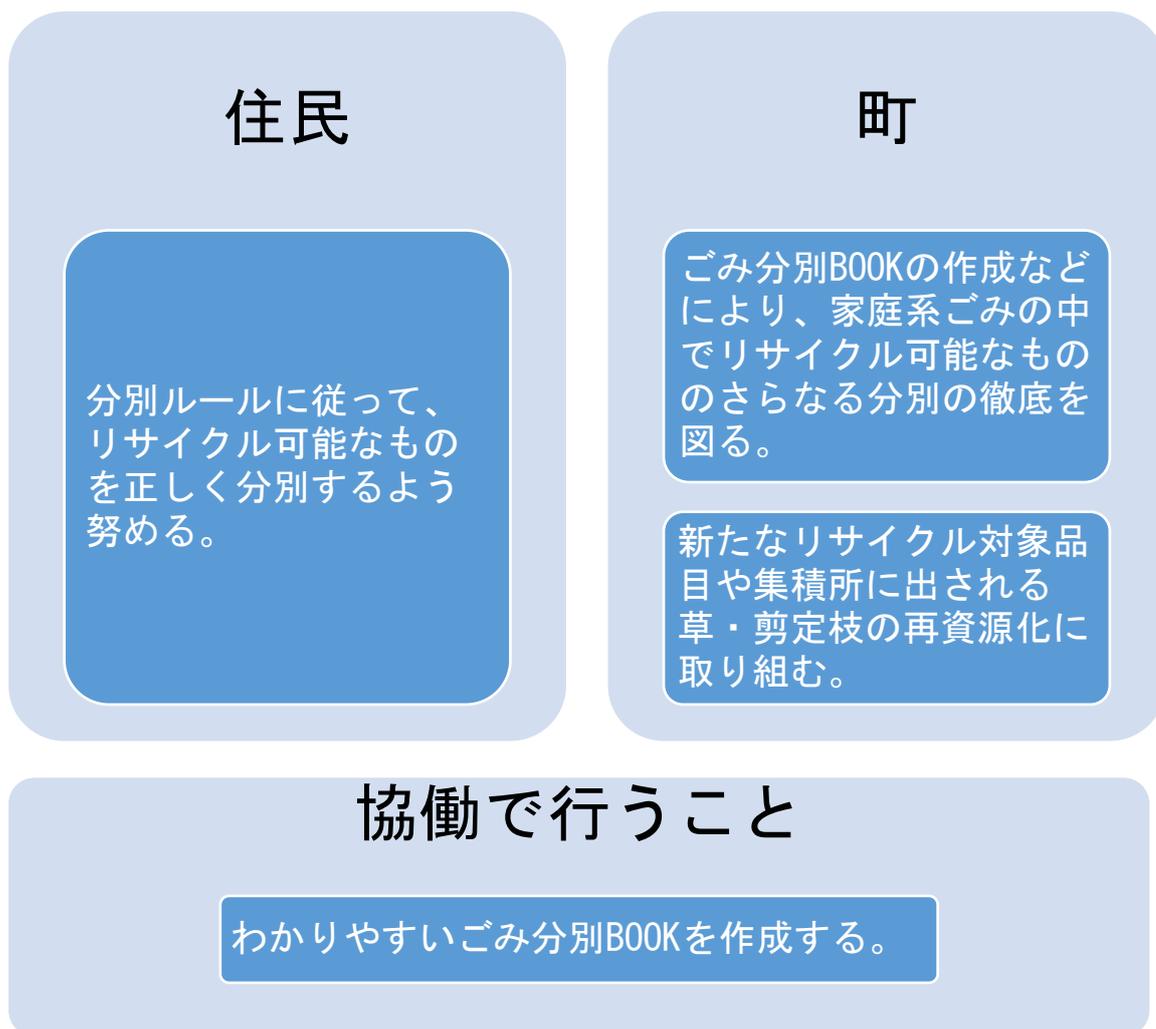
- ・ リサイクルバザーなどの再使用の仕組みづくりに取り組む。
- ・ 住民主体で開催するリサイクルバザーなどの広報を行う。
- ・ インターネット上の「譲りますサービス」などの利用を広報する。

取り組みの方向性◆7 再生利用（リサイクル）の促進

【取組の方向性】

- ・家庭系ごみの分別の徹底

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

- ・住民の意見を聞きながら、わかりやすいごみ分別BOOKを作成する。
- ・プラスチックごみ資源化に伴う分別収集を検討する。

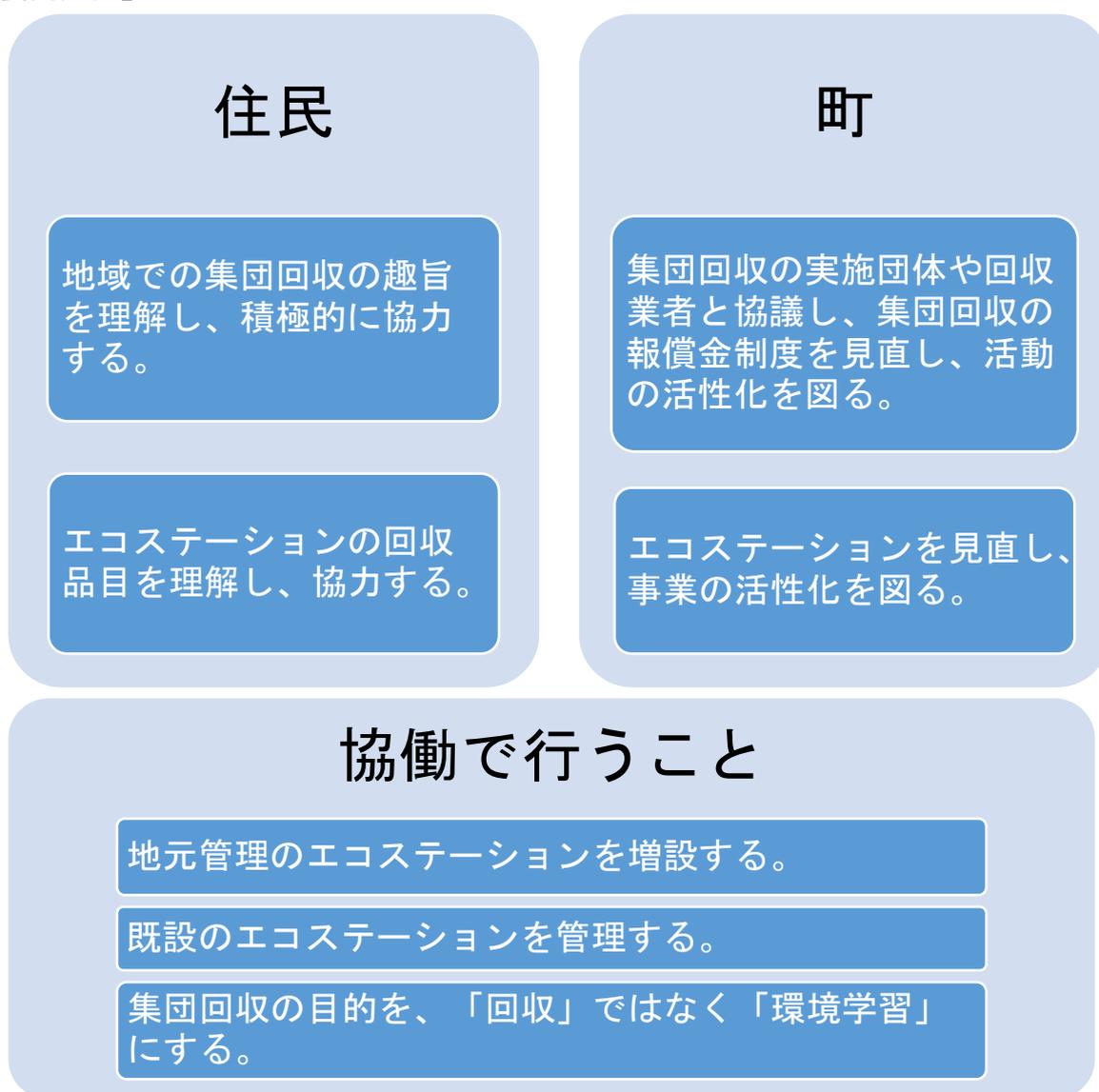
取り組みの方向性 ◆ 8 集団回収・エコステーションの充実

【取組の方向性】

- ・ 集団回収をごみ減量を学ぶ場にするための制度見直し
- ・ エコステーションによる収集量増加のための仕組みづくり

※集団回収：日にちを決め、資源を一斉に集めるもの（PTA等の資源回収）

【役割分担】



【町が行う具体的な施策】

- ・ 集団回収の報償金制度に、ごみ減量と環境学習の実施を義務付ける。
- ・ 費用対効果を見極め、エコステーションの増設や回収品目の増加を検討する。

5 ごみ減量化に向けた事業者の役割

(1) 事業者の責務

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）を事業者の責任において適正に処理することが義務付けられていますので、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を適正に区分し、処理をする必要があります。地区のごみ集積所は、家庭系ごみを出す場所であり、事業系ごみを出すことはできません。また、知多南部広域環境センター及び知多南部リサイクルステーションは、一般廃棄物を処理する施設ですので、産業廃棄物は受け入れることはできません。

(2) 事業系一般廃棄物の現状と課題

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業系ごみ量(t)	3,980	3,996	3,862	3,403	3,592	2,981 (見込み)

H29～R2:「愛知県一般廃棄物実態調査」、R3:「町環境課調べ（速報値）」

事業系ごみ量は概ね横ばい傾向でしたが、景気の動向も影響し減少しています。知多南部広域環境センター（中継施設含む）と知多南部クリーンセンターでは、産業廃棄物の受入れをしないため、産業廃棄物と一般廃棄物の区別を事業者が適正に行うことにより、一般廃棄物は減少しています。

町内のごみの4割程度は事業系ごみであることから、事業系ごみの減量も重要です。事業系ごみの排出者として、発生抑制や再使用、さらには分別排出による再生利用に努める必要があります。

(3) ごみ減量・リサイクルの推進

事業者が事業活動において実施することが望まれる、または責務である取組を示します。

【事業者のできること（一例）】

（コピー用紙の削減）

- ・ペーパーレス化の推進
- ・両面印刷・両面コピー等で用紙使用量を必要最小限にする。

（食品ロスの削減）

- ・3010（サンマルイチマル）運動の呼びかけ
食べ残しを減らすため、宴会が始まって30分間と終わりの10分間は座って食事を楽しむ。
- ・食べきりのためのメニューの検討や持ち帰りができるようにする。

- ・食品廃棄物を分別し、食品リサイクル施設へ搬入
- ・売れ残った食品等の適正なリサイクル
- ・製造工程の見直しによる廃棄物の削減

(資源物の分別の徹底)

- ・文書や資源になる紙類（段ボール・雑紙等）のリサイクルを推進する。
- ・カン、ビン、ペットボトル、布類等のリサイクル
- ・資源物の共同回収など、ごみではなく有価物として販売

(産業廃棄物の分別)

- ・産業廃棄物と一般廃棄物を徹底して分別し、適切な処理を行う。
- ・プラスチック（発泡スチロールなど）の再利用や代替品への移行

(水切り)

- ・生ごみの水切りの徹底

6 計画の進行管理とその公表

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかの検証を行うとともに、町の事業評価書と広報で公表します。

※事業評価書は、年度当初に目標指標を設定し、決算時に実施状況と達成度を検証します。